◎災害に備えて◎

～地震・警戒宣言発令時及び災害発生時における対応～

○警戒宣言とは・・・○

警戒宣言は、大規模な地震や災害が発生する恐れがある時に国から宣言されるものです。
八王子市では、防災行政無線や広報車などにより市民に情報を周知します。
交通事情や勤務地により保護者の方のお迎えが遅くなることが予想されますが、残った園児が宿泊等できるように準備をしています。

○警戒宣言とは・・・○

・非常事態時は存園する子ども達の安全確保を最優先に考え対応致します。

・大規模な災害時（震度5強以上）は警戒宣言発令時の対応に準じて行います。

≪警戒宣言発令時≫

※在園中に警戒宣言が発令された場合・・・

・情報を得た時点で速やかにお迎えに来て下さい。（レッド警報の際は、小学校へ避難します。）

・園児の引き取り後、帰宅し警戒宣言が解除されるまで保育園は臨時休業です。
電話での対応は致しません。園ぴゅう太でお知らせ致しますが、混乱も予想されます。

※夜間・登園前及び登園中に警戒宣言が発令された場合・・・

・登園せずに自宅で待機して下さい。警戒宣言が解除されるまで保育園は臨時休園です。

≪警戒宣言解除後≫

※被害がなかった場合・・・

・午前5時以前に解除された場合は通常どおり保育を行います。

・午前5時以降 午前10時以前に解除された場合は午後1時より保育を行います。
（昼食はありませんので昼食を摂ってから登園して下さい。）

・午前10時以降に解除された場合は翌日より保育を行います。

※被害があった場合・・・

・保育園の安全を確保した上で保育を開始しますので当面の間、臨時休園になります。

・保育を開始する際には園ぴゅう太・電話にてご連絡致します。

◆大規模な災害時（震度5強以上）も安全点検・安全確保を行ってからの受け入れとなります。
受入可能の連絡が入るまでは、自宅待機して下さい。

○災害時の避難場所○

第一避難場所：由木保育園の園庭及びホール
第二避難場所：由木中央小学校
避難後は保育園及び玄関入口に避難先を掲示しておきます。